

IV 参 考 资 料

1 学校名

応募書類
(中)職業相談票〔乙〕

写真貼付

ふりがな

2 氏名

3 性別

4 生年月日

年 月 日
(満 歳)

5 現住所
ふりがな

(郵便番号 -)

6 学業成績	必修教科名	3 学年	選択教科名	3 学年	7 出席状況	学年	欠席日数	主な理由	特記事項
	国語	社会	数学	理科					
	音楽					1			
	美術					2			
	保健体育					3			
	技術・家庭								
	外国語								
	[] 段階評価								
			8 特別活動			9 総合的な学習の時間		10 特別の教科 道徳	

11 行動の記録	項目	行動の状況	項目	行動の状況	12 本人のアピールポイント・推薦事由等	
	基本的な生活習慣		思いやり・協力			
	健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護			
	自主・自律		勤労・奉仕			
	責任感		公正・公平			
	創意工夫		公共心・公德心			
本人の特長を示すものに○印を付けるものとする。						

年 月 日

中学校長

(所在地)

(郵便番号)

(電話番号)

※安定所記載欄

受付番号

公共職業安定所

履 歴 書

令和 年 月 日現在

写真をはる位置
(30×40mm)

ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)
ふりがな	〒
現住所	
ふりがな	〒
連絡先※	

在籍校※	令和 年 月	高等学校卒業見込み 高等学校卒業
------	--------	---------------------

職 歴 ※	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること)

(応募書類 その1)

資 格 等	取 得 年 月	資 格 等 の 名 称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
校内外の諸活動※		
志望の動機 ・ アピールポイント等※		
備考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により令和6年度改定)

(住民票記載事項の証明願)

証 明 願

市（区）町村長殿

令和 年 月 日

願出人住所氏名

下記のとおり住民基本台帳に記録があることを証明願います。

住 所	番地 番 号	世帯主
氏 名	出 生 の 年 月 日	世帯主との続柄
	平 令 年 月 日生	
	平 令 年 月 日生	
	平 令 年 月 日生	
	平 令 年 月 日生	
	平 令 年 月 日生	
	平 令 年 月 日生	
	平 令 年 月 日生	

上記願出のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

市（区）町村長氏名 印

(注) この証明願は市町村には備えてありませんので、証明を求める側で作成して市町村へ提出してください。

「住民票記載事項の証明書」(証明額) 記載留意点

1. 住民票記載事項の証明の様式は、A4判とし、複写可能用紙(裏面白紙)とすること。
2. 証明依頼事項は、必要な事項にとどめ空欄は斜線で抹消すること。

(記載例) 年齢証明の場合

下記のとおり住民基本台帳……………

住 所	東京都千代田区丸の内3丁目8番1号	世帯主	東 京 一 郎
氏 名	出 生 の 年 月 日	世帯主との続柄	
東 京 さ お り	(平) 〇 年 12 月 5 日生 令		
/			
/			
/			
/			
/			
/			

上記願出のとおり……………

3. 証明願記載にあたっては、住民・氏名・生年月日等必要事項について、正しく記入すること。

なお、記入事項に誤りがある場合は、訂正が必要となるので、証明願出にあたっては願出人の印鑑を携行するようにしてください。

応募前職場見学実施予定表

(事業所名)

(連絡先担当部署)

(連絡先担当者)

1. 7月～9月の実施予定日

○7月～9月までの実施予定日全てに(①)のように印をつけてください。

7月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2. 10月以降の実施予定日

○該当する項目に印(✓)を入れ、特定予定日に実施する場合は特定予定日を記入してください。

- 予定なし
- 随時
- 特定予定日

3. その他

◇事業所連絡先 担当者氏名
 電話番号

FAX

※安定所記入欄：求人番号

新規学校卒業者に係る募集の中止・募集人員の削減通知書

1 事業所の概要

① 事業所番号	-									
② 事業内容										
③ 従業員数	[企業全体] 人					[うち当該事業所] 人				
④ 資本金	億					万円				
⑤ 他の事業所の所在地										
⑥ 連絡先	[人事担当者職氏名]									
	[TEL]					[FAX]				
	[e-mail]					@				
⑦ 募集の中止・募集人員の削減理由										
⑧ 推薦依頼学校、求人情報を提供した学校等への対応状況										

様式 18

2 募集の中止・募集人員の削減の状況

求 人 番 号 <small>(対象の求人が4件以上ある場合は任意の別紙に記載し添付してください。)</small>	合 計	中 学	高 校	大 学 等
		-		
当初の募集人員				
変更後の募集人員				
-				
当初の募集人員				
変更後の募集人員				
-				
当初の募集人員				
変更後の募集人員				

注1：能開とは、公共職業能力開発施設等をいう。

注2：求人申込みを学校等に対して行っている場合は、当該学校等のリストを添付すること。

職業安定法施行規則第35条第2項の規定により、上記のとおり通知します。

令和 年 月 日

事業所名

所在地

代表者氏名

(押印不要)

{

 ○○公共職業安定所長
 ○○学校長

}
 殿

様式 18

[記入上の注意]

- 1 この通知書は、新規学校卒業者について、募集を中止し、又は募集人員を削減する場合に、あらかじめ公共職業安定所長及び施設の長（学校長）にその旨を通知する際に使用すること。ただし、大学等を新たに卒業しようとする者に係る募集人員の削減に係る通知は、これらの募集人員の合計を、当初の募集人員の合計より30人以上かつ3割以上減じようとする場合に限るものとする。
- 2 ①には、雇用保険適用事業所番号を記載すること。
- 3 ②には、「自動車製造業」、「電子部品製造業」、「ソフトウェア業」、「塗装工事業」等その事業所の事業の種類を記入すること。
- 4 ③には、[企業全体]欄に、同一企業において当該事業所以外にも本店、支店、営業所等がある場合に、それを含めた企業全体の従業員数を記入することとし、[うち当該事業所]欄には、求人事業所の従業員数を内数で記入すること。
- 5 ④には、事業所の資本金（支払い済み資本金）を記入すること。なお、当該事業所が出張所、分工場、営業所あるいは支店である場合には本社（店）を含めた企業全体の資本金を記入すること。また、株式会社、有限会社、合同会社以外の公益法人・相互会社（生命保険会社など）・個人事業主等には資本金は存在しないので、その場合はあえて記入する必要はないこと。
- 6 ⑤には、当該事業所以外にも本店、支店、営業所等が複数存在する場合に、その所在地等を記入すること。
- 7 ⑥には、採用、選考業務を担当する者の所属と役職名、氏名、及びその連絡先電話番号、内線番号、FAX番号、e-mailアドレスを記入すること。
- 8 ⑦には、募集の中止又は募集人員の削減にいたった理由を具体的に記載すること。
- 9 ⑧には、募集の中止又は募集人員の削減を行うこととなった求人の推薦依頼をした学校等に対する具体的な対応状況を記載すること。
- 10 「2 募集の中止・募集人員の削減の状況」については、複数の求人において募集の中止又は募集人員の削減が行われる場合は、当該求人毎に記載すること。
- 11 「当初の募集人員」欄には、当初、募集を行った際の募集人員について、学校種別に記入すること。その際、求人票など当初の募集人員を確認することができる書類（求人申込みを学校等に対して行っている場合は、当該学校等のリストを含む。）等を添付すること。
- 12 「変更後の募集人員」欄には、募集の中止又は募集人員の削減を実施した後における募集人員について、学校種別に記入すること。
- 13 宛名欄には、この通知書を提出する公共職業安定所、又は学校の名称を記載すること。なお、提出先1件ごとに1通を作成すること。

[参考]

○職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）（抄）

（法第五十四条に関する事項）

第三十五条 厚生労働大臣は、労働者の雇入方法の改善についての指導を適切かつ有効に実施するため、労働者の雇入れの動向の把握に努めるものとする。

2 学校（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）を除く。）、専修学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校（以下この条において「施設」と総称する。）を新たに卒業しようとする者（以下この項において「新規学卒者」という。）を雇い入れようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、公共職業安定所及び施設の長（業務分担学校長及び法第三十三条の二第一項の規定により届出をして職業紹介事業を行う者に限る。）に人材開発統括官が定める様式によりその旨を通知するものとする。

一 新規学卒者について、募集を中止し、又は募集人員を減ずるとき（厚生労働大臣が定める新規学卒者について募集人員を減ずるときにあつては、厚生労働大臣が定める場合に限る。）。

二 新規学卒者の卒業後当該新規学卒者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知した後、当該新規学卒者が就業を開始することを予定する日までの間（次号において「内定期間」という。）に、これを取り消し、又は撤回するとき。

三 新規学卒者について内定期間を延長しようとするとき。

新規学校卒業者の採用内定取消し通知書

1 事業所の概要

① 事業所番号	-	
② 事業内容		
③ 従業員数	[企業全体] 人	[うち当該事業所] 人
④ 資本金	億 万円	
⑤ 他の事業所の所在地		
⑥ 連絡先	[人事担当者職氏名]	
	[TEL]	[FAX]
	[e-mail] @	

2 採用内定取消しの状況

	合計	中学	高校	大学等					
				小計	大学	短大	高専	専修	能開
⑦ 内定者数									
⑧ 内定年月日									
⑨ 内定取消し者数									
⑩ 取消し年月日									
⑪ 採用内定の事実関係									
⑫ 内定取消しを実施しなければならない理由									

様式 19

⑬内定取消しの回避のために検討された事項	
⑭内定取消しに関する学生生徒への説明状況	
⑮内定取消しの対象となる学生生徒に対する支援内容	
⑯前年度における採用内定取消しの状況	前年度において、新規学校卒業者の採用内定取消しを、 行った ・ 行っていない (該当するものに○を付す)

注1：能開とは、公共職業能力開発施設等をいう。

職業安定法施行規則第 35 条第 2 項の規定により、上記のとおり通知します。

令和 年 月 日

事業所名

所在地

代表者氏名

(押印不要)

〇〇公共職業安定所長

〇〇学校長

殿

様式 19

【記入上の注意】

- 1 この通知書は、新規学校卒業者の採用内定取消しを行おうとする場合に、あらかじめ公共職業安定所長及び施設の長（学校長）にその旨を通知する際に使用すること。
- 2 ①には、雇用保険適用事業所番号を記入すること。
- 3 ②には、「自動車製造業」、「電子部品製造業」、「ソフトウェア業」、「塗装工事業」等その事業所の事業の種類を記入すること。
- 4 ③には、[企業全体]欄に、同一企業において当該事業所以外にも本店、支店、営業所等がある場合に、それを含めた企業全体の従業員数を記入することとし、[うち当該事業所]欄には、求人事業所の従業員数を内数で記入すること。
- 5 ④には、事業所の資本金（支払い済み資本金）を記入すること。なお、当該事業所が出張所、分工場、営業所あるいは支店である場合には本社（店）を含めた企業全体の資本金を記入すること。また、株式会社、有限会社、合同会社以外の公益法人・相互会社（生命保険会社など）・個人事業主等には資本金は存在しないので、その場合はあえて記入する必要はないこと。
- 6 ⑤には、当該事業所以外にも本店、支店、営業所等が複数存在する場合に、その所在地等を記入すること。
- 7 ⑥には、採用、選考業務を担当する者の所属と役職名、氏名、及びその連絡先電話番号、内線番号、FAX番号、e-mailアドレスを記入すること。
- 8 ⑦には、採用内定を行った人数について、該当する学校種別欄に記入すること。
- 9 ⑧には、採用内定の通知を行った年月日（内定通知書を発出した日ではなく、採用予定年月日を記載）を記入すること。異なる学校種において同日に通知を行った場合は、それぞれの欄に同じ年月日を記入すること。
- 10 ⑨には、⑦で記入した内定者数のうち、採用内定を取り消すこととなる人数について、該当する学校種別欄に記入すること。
- 11 ⑩には、⑨で記入した採用内定を取り消す学校種ごとに、その実施日を記入すること。
- 12 ⑪には、採用内定が行われていることの実態関係について、採用内定を通知した年月日、方法、内容を詳細に記入すること。内定取消しの対象者に対して内定時に交付した採用内定通知書や、対象者から提出を受けた就職承諾書などがあれば、それら関係書類を添付すること。
- 13 ⑫には、生産量や雇用量などの最近の関係指標、今後の事業活動の見通し等を含め、内定取消しを実施しなければならない理由等を具体的に記入すること。また、倒産により内定取消しを行う場合は、その倒産が、破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て、又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してなされること、のいずれに該当するかを明記するほか、翌年度の新規学卒者の募集採用を行わないことが確定している場合は、その旨を記入すること。
- 14 ⑬には、内定取消しを回避するために検討した具体的な事項やその実施の有無、結果的に内定取消しを回避できなかった理由等を記入すること。
- 15 ⑭には、内定取消しの対象者に対して、内定の取消しを行うことをどのように説明するかを記入する。説明の時期、方法、内容、説明後の対象者からの問合せへの対応やフォローアップの方法等について、具体的に記入すること。
- 16 ⑮には、内定取消し対象者に対して行う就職先の確保に向けた支援等の内容について具体的に記載すること。関連会社等への就職のあっせんやハローワークの支援内容の周知案内等、具体的に実施予定の内容を記入すること。

様式 19

10名以上の学生生徒の内定取消しを行おうとする場合は、対象となる学生生徒それぞれについて、自らの行う就職支援を希望しているか否か、支援を希望する者に対してその安定した雇用を確保するために具体的にどのような支援措置（例；支援計画の策定、関連会社等の就職あっせん、安定所の支援措置の案内、民間職業紹介事業者による就職支援の実施など）を講じるか等を記入すること。

17 この通知書を公共職業安定所長に提出する際には、提出先の公共職業安定所の名称を記載し、学校長に提出する際には、提出先の学校の名称を記載すること。なお、提出先1件ごとに1通を作成すること。

[参考]

○職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）（抄）

（法第五十四条に関する事項）

第三十五条 厚生労働大臣は、労働者の雇入方法の改善についての指導を適切かつ有効に実施するため、労働者の雇入れの動向の把握に努めるものとする。

2 学校(小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。))及び幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。))を除く。)、専修学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校(以下この条において「施設」と総称する。)を新たに卒業しようとする者(以下この項において「新規学卒者」という。)を雇い入れようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、公共職業安定所及び施設の長(業務分担学校長及び法第三十三条の二第一項の規定により届出をして職業紹介事業を行う者に限る。)に人材開発統括官が定める様式によりその旨を通知するものとする。

一 新規学卒者について、募集を中止し、又は募集人員を減ずるとき(厚生労働大臣が定める新規学卒者について募集人員を減ずるときにあつては、厚生労働大臣が定める場合に限る。)

二 新規学卒者の卒業後当該新規学卒者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知した後、当該新規学卒者が就業を開始することを予定する日までの間(次号において「内定期間」という。)に、これを取り消し、又は撤回するとき。

三 新規学卒者について内定期間を延長しようとするとき。

新規学校卒業者の入職時期繰下げ通知書

1 事業所の概要

① 事業所番号	-									
② 事業内容										
③ 従業員数	[企業全体] 人					[うち当該事業所] 人				
④ 資本金	億					万円				
⑤ 他の事業所の所在地										
⑥ 連絡先	[人事担当者職氏名]									
	[TEL]					[FAX]				
	[e-mail] @									

2 入職時期繰下げの状況

態 様	合 計	中学	高校	大学等 小計						
					大学	短大	高専	専修	能開	
⑦ 入社日の延期										
a 内定者数										
b 当初の入職予定日										
c 対象者数										
d 繰下げ後の入職年月日										
⑧ 自宅待機										
a 内定者数										
b 当初の入職予定日										
c 対象者数										
d 繰下げ後の入職年月日										
⑨ 入職時期繰下げを行わなければならない理由										

様式 20

⑩ 入職時期繰下げの回避のために検討された事項	
⑪ 入職時期繰下げの対象となる学生生徒に対する説明状況及び支援内容	

注1：能開とは、公共職業能力開発施設等をいう。

職業安定法施行規則第 35 条第 2 項の規定により、上記のとおり通知します。

令和 年 月 日

事業所名

所在地

代表者氏名

(押印は不要)

〔
○○公共職業安定所長
○○学校長
〕 殿

様式 20

[記入上の注意]

- 1 この通知書は、新規学校卒業者の採用内定取消しを行おうとする場合に、あらかじめ公共職業安定所長及び施設の長（学校長）にその旨を通知する際に使用すること。
- 2 ①には、雇用保険適用事業所番号を記載すること。
- 3 ②には、「自動車製造業」、「電子部品製造業」、「ソフトウェア業」、「塗装工事業」等その事業所の事業の種類を記入すること。
- 4 ③には、[企業全体]欄に、同一企業において当該事業所以外にも本店、支店、営業所等がある場合に、それを含めた企業全体の従業員数を記入することとし、[うち当該事業所]欄には、求人事業所の従業員数を内数で記入すること。
- 5 ④には、事業所の資本金（支払い済み資本金）を記入すること。なお、当該事業所が出張所、分工場、営業所あるいは支店である場合には本社（店）を含めた企業全体の資本金を記入すること。また、株式会社、有限会社、合同会社以外の公益法人・相互会社（生命保険会社など）・個人事業主等には資本金は存在しないので、その場合はあえて記入する必要はないこと。
- 6 ⑤には、当該事業所以外にも本店、支店、営業所等が複数存在する場合に、その所在地等を記入すること。
- 7 ⑥には、採用、選考業務を担当する者の所属と役職名、氏名、及びその連絡先電話番号、内線番号、FAX番号、e-mailアドレスを記入すること。
- 8 行うこととなった入職時期繰下げの態様が、入社日（採用日）自体を延期する場合は⑦に、入社日（採用日）自体の延期は行わず、新卒者のみ自宅待機を命じる場合などは⑧に記入すること。なお、どちらの態様に該当するか不明な場合は公共職業安定所まで相談してください。
- 9 aには、採用内定を行った人数について、該当する学校種別欄に記入すること。
- 10 bには、採用内定の通知を行った際に、当初予定していた入職年月日を記入すること。
- 11 cには、aに記入した内定者数のうち、入社日の延期又は自宅待機の対象となる人数について、該当する学校種別欄に記入すること。
- 12 dには、cで記入した入職時期繰下げの対象となる学生生徒の所属する学校種ごとに、その繰下げた後における入職年月日を記入すること。なお、態様が「自宅待機」に該当する場合は、対象者が実際に入社する予定日を記入すること。
- 13 ⑨には、生産量や雇用量などの最近の関係指標、今後の事業活動の見通し等を含め、入職時期繰下げを実施しなければならない理由等を具体的に記入すること。
- 14 ⑩には、入職時期繰下げを回避するために検討した具体的な事項やその実施の有無、結果的に入職時期繰下げを回避できなかった理由等を記入すること。
- 15 ⑪には、入職時期繰下げ対象者に対する説明の状況及び当初の入職時期以降新たな入職期日までの間の扱いにおける支援等について具体的に記入すること。
- 16 この通知書を公共職業安定所長に提出する際には、提出先の公共職業安定所の名称を記載し、学校長に提出する際には、提出先の学校の名称を記載すること。なお、提出先1件ごとに1通を作成すること。

[参考]

<p>○職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）（抄） （法第五十四条に関する事項）</p> <p>第三十五条 厚生労働大臣は、労働者の雇入方法の改善についての指導を適切かつ有効に実施するため、労働者の雇入れの動向の把握に努めるものとする。</p> <p>2 学校(小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)及び幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)を除く。)、専修学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校(以下この条において「施設」と総称する。)を新たに卒業しようとする者(以下この項において「新規学卒者」という。)を雇い入れようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、公共職業安定所及び施設の長(業務分担学校長及び法第三十三条の二第一項の規定により届出をして職業紹介事業を行う者に限る。)に人材開発統括官が定める様式によりその旨を通知するものとする。</p> <p>一 新規学卒者について、募集を中止し、又は募集人員を減ずるとき(厚生労働大臣が定める新規学卒者について募集人員を減ずるときにあつては、厚生労働大臣が定める場合に限る。)</p> <p>二 新規学卒者の卒業後当該新規学卒者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知した後、当該新規学卒者が就業を開始することを予定する日までの間(次号において「内定期間」という。)に、これを取り消し、又は撤回するとき。</p> <p>三 新規学卒者について内定期間を延長しようとするとき。</p>

令和8年3月高等学校卒業生数・就職者数 及び令和9年3月卒業予定者数一覧

(令和8年4月現在)

(※課程欄について 全…全日制高校 定…定時制高校 通…通信制高校 を示す)

○富山公共職業安定所管内

学 校 名	課 程	学 科	令和8年3月		左のうち就職者数				令和9年3月		備 考
			卒業生数		県内		県外		卒業予定者数		
			男	女	男	女	男	女	男	女	
富山大学教育学部 附属特別支援学校	全	普通	5	3	2	0	0	0	6	1	
呉羽高等学校	全	普通	79	140	0	0	0	0	83	140	
中央農業	全	農業	23	5	7	1	3	0	17	17	
富 山	全	普通	69	88	0	0	0	0	60	94	
	〃	理数科学	36	22	0	0	0	0	34	20	
	〃	人文社会科学	6	14	0	0	0	0	9	15	
富山いずみ	全	総合	41	107	1	1	0	0	49	97	
	〃	看護	1	38	0	0	0	0	2	36	
	〃	専攻科看護	0	35	0	26	0	3	1	30	
富山工業	全	機械工学	75	2	42	1	2	0	74	5	
	〃	電子機械工学	33	7	10	6	0	0	34	3	
	〃	金属工学	34	4	25	2	1	0	31	2	
	〃	電気工学	74	2	44	2	8	0	58	2	
	〃	建築工学	20	19	15	13	2	2	21	17	
	〃	土木工学	35	3	21	3	4	0	32	3	
	定	機械	0	0	0	0	0	0	0	0	
	〃	電気	1	0	1	0	0	0	2	0	
	〃	生産機械	0	0	0	0	0	0	0	0	
富山商業	〃	流通ビジネス	34	41	6	19	0	0	33	46	
	〃	ビジネスマネジメント	19	18	4	2	1	0	17	21	
	〃	会計ビジネス	13	24	3	11	0	0	15	25	
	〃	情報ビジネス	38	38	14	13	1	1	31	45	
富山中部	全	普通	80	77	0	0	0	0	91	68	
	〃	理数科学	29	34	0	0	1	0	26	27	
	〃	人文社会科学	5	11	0	0	0	0	9	16	
富山西	全	普通	50	62	12	11	1	0	63	68	
富山東	全	普通	118	114	0	0	0	0	136	104	
富山北部	全	普通	69	38	2	0	0	0	71	45	
	〃	くすり・バイオ	36	42	14	14	1	1	38	33	
	〃	情報デザイン	5	33	1	3	0	0	4	34	
富山南	全	普通	79	113	0	0	0	0	81	110	
八尾	全	普通	79	80	1	0	0	0	75	67	

学 校 名	課 程	学 科	令和8年3月		左のうち就職者数				令和9年3月		備 考
			卒業生数		県内		県外		卒業予定者数		
			男	女	男	女	男	女	男	女	
雄 峰 高等学校	定 普 通		34	47	8	10	0	1	36	43	
	// 総合ビジネス		0	2	0	0	0	0	1	0	
	// 生活文化		1	9	0	5	0	0	1	6	
	// 専攻科調理師養成課程		9	12	5	9	4	0	9	16	
	通 普 通		19	42	8	13	0	0	23	55	
	// 衛生看護		1	0	0	0	0	0	0	0	
高 志 支 援 学 校	全 普 通		8	4	0	0	0	0	2	5	
し ら と り 支 援 学 校	全 産 業 技 術		14	1	0	0	0	0	11	4	
	// 生活文化		5	7	0	0	0	0	6	5	
富 山 視 覚 総 合 支 援 学 校	全 普 通		2	1	1	0	0	0	1	0	
	// 保健理療		0	0	0	0	0	0	0	0	
	// 専攻科保健理療		0	0	0	0	0	0	0	0	
	// 専攻科理療		0	0	0	0	0	0	0	0	
富 山 高 等 支 援 学 校	全 生 産 ・ サ ー ビ ス		14	8	14	8	0	0	12	5	
富 山 総 合 支 援 学 校	全 産 業 工 芸		3	0	2	0	0	0	2	1	
	// 生活文化		6	2	4	1	0	0	1	7	
富 山 聴 覚 総 合 支 援 学 校	全 産 業 工 芸		0	0	0	0	0	0	1	0	
	// 機 械		0	0	0	0	0	0	1	0	
	// 生活情報		2	0	1	0	1	0	0	0	
	// 福祉・サービス		7	1	5	1	0	0	1	1	
	// 専攻科産業工芸		0	0	0	0	0	0	0	0	
	// 専攻科機械		0	0	0	0	0	0	0	0	
	// 専攻科生活情報		0	0	0	0	0	0	0	0	
ふ る さ と 支 援 学 校	全 普 通		2	0	0	0	0	0	0	1	
	// 訪問教育		1	0	0	0	0	0	0	0	
片 山 学 園 高 等 学 校	全 普 通		39	29	0	0	1	0	38	25	
高 朋 //	全 普 通		42	18	16	1	2	1	42	18	
富 山 国 際 大 付 属 //	全 普 通		86	177	5	3	0	0	104	195	
富 山 第 一 //	全 普 通		197	181	18	7	7	2	242	167	
不 二 越 工 業 //	全 情 報 機 械		96	5	73	1	5	0	108	4	
龍 谷 富 山 //	全 普 通		112	121	37	35	3	1	102	140	

○高岡公共職業安定所管内

学 校 名	課 程	学 科	令和8年3月		左のうち就職者数				令和9年3月		備 考
			卒業者数		県内		県外		卒業予定者数		
			男	女	男	女	男	女	男	女	
小 杉 高等学校	全	総 合	43	110	3	4	0	0	48	98	
志 貴 野 "	定	普 通	15	23	6	4	0	0	17	17	
	"	総合ビジネス	5	5	2	2	0	0	8	4	
	"	生活文化	4	10	2	2	0	1	1	14	
	"	国際教養	0	3	0	0	0	0	0	1	
新 湊 "	全	普 通	57	57	0	0	1	0	71	39	
	"	商 業	17	22	1	5	0	0	18	16	
大 門 "	全	普 通	66	51	0	0	0	0	53	65	
高 岡 "	全	普 通	90	67	0	0	0	0	77	78	
	"	人文社会科学	11	15	0	0	0	0	14	19	
	"	理数科学	30	20	0	0	0	0	31	13	
高 岡 工 芸 "	全	機 械	37	1	23	0	0	0	37	2	
	"	電子機械	36	2	14	2	0	0	31	0	
	"	電 気	36	0	19	0	1	0	29	0	
	"	建 築	21	15	11	6	2	2	30	7	
	"	土 木 環 境	31	1	19	1	4	0	30	3	
	"	工 芸	4	25	1	5	0	1	5	24	
	"	デザイン・絵画	2	40	0	3	0	1	3	37	
高 岡 商 業 "	全	流通ビジネス	31	48	14	10	0	0	28	49	
	"	国際ビジネス	8	21	3	5	0	0	7	29	
	"	会計ビジネス	8	29	5	13	1	0	3	37	
	"	情報ビジネス	24	15	7	2	0	1	24	16	
高 岡 南 "	全	普 通	66	95	0	0	0	0	62	93	
福 岡 "	全	普 通	44	73	0	0	0	0	49	68	
伏 木 "	全	国際交流	28	50	9	2	1	1	18	28	
高 岡 支 援 学 校	全	産 業	9	3	2	1	0	0	11	3	
	"	生活文化	5	3	3	0	0	0	6	3	
高 岡 高 等 支 援 学 校	全	生産・サービス	12	2	10	2	0	0	5	6	
高 岡 聴 覚 総 合 支 援 学 校	全	機 械	0	0	0	0	0	0	0	0	
	"	生活情報	0	1	0	1	0	0	0	0	
	"	福祉・サービス	1	2	1	1	0	0	2	1	
高 岡 向 陵 高 等 学 校	全	普 通	125	83	40	21	2	1	131	66	
高 岡 第 一 "	全	普 通	86	52	18	3	1	0	103	67	
高 岡 龍 谷 "	全	普 通	68	54	18	10	0	1	63	56	
	"	調 理	9	17	4	2	2	2	18	18	
	"	通 普 通	0	0	0	0	0	0	6	7	

○魚津公共職業安定所管内

学 校 名	課 程	学 科	令和8年3月		左のうち就職者数				令和9年3月		備 考
			卒業生数		県内		県外		卒業予定者数		
			男	女	男	女	男	女	男	女	
魚 津 高 等 学 校	全	普 通	76	83	0	0	0	0	85	73	
魚 津 工 業 "	全	機 械	35	0	27	0	1	0	33	1	
	"	電 気	18	0	13	0	3	0	24	0	
	"	情 報 環 境	30	2	17	2	0	0	28	0	
桜 井 "	全	普 通	51	57	2	0	0	0	51	58	
	"	土 木	29	1	20	0	2	0	25	0	
	"	生 活 環 境	0	38	0	3	0	0	0	39	
入 善 "	全	普 通	60	90	1	2	1	0	54	78	
	"	農 業	5	25	3	15	0	2	10	20	
新 川 "	全	普 通	59	43	32	10	3	0	31	38	
にいかわ総合支援学校	全	産 業 技 術	9	0	1	0	0	0	9	0	
	"	生 活 文 化	3	3	0	0	0	0	5	7	
新川みどり野 高等学校	定	普 通	12	14	5	5	0	1	15	14	
	"	福 祉 教 養	0	2	0	1	0	0	0	1	

○砺波公共職業安定所管内

学 校 名	課 程	学 科	令和8年3月		左のうち就職者数				令和9年3月		備 考
			卒業生数		県内		県外		卒業予定者数		
			男	女	男	女	男	女	男	女	
石 動 高 等 学 校	全	普 通	59	52	1	0	0	0	49	70	
	"	商 業	17	21	4	1	0	0	22	17	
小 矢 部 園 芸 "	定	園 芸	9	6	5	5	0	0	8	7	
砺 波 "	全	普 通	78	76	0	0	0	0	76	78	
砺 波 工 業 "	全	機 械	37	3	28	1	0	0	53	1	
	"	電 気	21	0	17	0	1	0	21	0	
	"	電 子	31	6	21	3	0	0	30	3	
と な み 野 "	定	普 通	12	11	6	3	0	0	24	25	
	"	総 合 福 祉	1	3	1	1	0	0	1	2	
南 砺 福 野 "	全	普 通	86	69	0	0	0	0	73	76	
	"	農 業 環 境	12	18	3	4	0	1	16	14	
	"	福 祉	2	26	2	2	0	0	2	21	
	"	国 際 科	9	17	1	0	0	0	9	19	
南 砺 平 "	全	普 通	13	9	2	0	1	0	8	8	
と な み 総 合 支 援 学 校	全	産 業 技 術	7	0	5	0	0	0	11	0	
	"	生 活 文 化	2	2	1	1	0	0	2	10	

○滑川公共職業安定所管内

学 校 名	課 程	学 科	令和8年3月		左のうち就職者数				令和9年3月		備 考
			卒業者数		県内		県外		卒業予定者数		
			男	女	男	女	男	女	男	女	
雄 山 高等学校	全	普 通	29	36	3	2	0	0	43	32	
	〃	生 活 文 化	0	35	0	8	0	0	1	38	
上 市 〃	全	総 合 学 科	65	53	18	9	4	1	45	42	
滑 川 〃	全	普 通	32	41	1	0	0	0	45	29	
	〃	薬 業	15	19	13	8	0	0	9	21	
	〃	商 業	16	22	5	2	0	0	8	32	
	〃	海 洋	20	8	8	1	3	0	24	10	

○氷見公共職業安定所管内

学 校 名	課 程	学 科	令和8年3月		左のうち就職者数				令和9年3月		備 考
			卒業者数		県内		県外		卒業予定者数		
			男	女	男	女	男	女	男	女	
氷 見 高等学校	全	普 通	36	42	0	0	0	0	40	38	
	〃	農 業 科 学	11	6	4	0	0	0	10	6	
	〃	海 洋 科 学	19	0	4	0	0	0	13	0	
	〃	ビ ジ ネ ス	18	22	3	5	0	0	25	8	
	〃	生 活 福 祉	1	39	0	4	0	0	0	33	

令和8年度県内高校・能力開発校・専修学校・高専・短大・大学一覧

令和8年4月現在

○富山公共職業安定所管内
高等学校

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
富山大学教育学部附属特別支援学校	930-8556	富. 五艘1300	076-445-2809
呉 羽 高 等 学 校	930-0138	富. 呉羽町2070-5	076-436-1056
中 央 農 業 //	930-1281	富. 東福沢2	076-483-1911
富 山 //	939-8076	富. 太郎丸1	076-421-2925
富山いずみ //	939-8081	富. 堀川小泉町1-21-1	076-424-4274
富山工業 //	930-0887	富. 五福2238	076-441-1971
// 定 時 制	930-0887	富. 五福2238	076-441-1971
富山商業高等学校	930-8540	富. 庄高田413	076-432-0338
富山中部 //	930-0097	富. 芝園町3-1-26	076-441-3541
富山西 //	939-2706	富. 婦中町速星926	076-466-2156
富山東 //	931-8443	富. 下飯野荒田6-1	076-437-9018
富山北部 //	931-8558	富. 蓮町4-3-20	076-437-4035
富山南 //	939-8191	富. 布市98	076-429-1822
八 尾 //	939-2376	富. 八尾町福島213	076-454-2205
雄 峰 //	930-0009	富. 神通町2-12-20	076-441-4951
高志支援学校	931-8445	富. 道正29-1	076-438-4812
しらとり支援学校	939-2602	富. 婦中町下邑2877	076-469-5531
富山視覚総合支援学校	930-0922	富. 大江干144	076-423-8417
富山総合支援学校	930-0873	富. 金屋4982	076-441-8261
富山聴覚総合支援学校	930-0817	富. 下奥井1-9-56	076-441-9172
ふるさと支援学校	939-2607	富. 婦中町新町2913	076-469-3388
富山高等支援学校	939-2206	富. 坂本2600	076-467-5560
片山学園高等学校	930-1262	富. 東黒牧10	076-483-8500
高 朋 //	931-8452	富. 東富山寿町1-1-39	076-437-9940
富山国際大付属 //	930-0175	富. 願海寺水口444	076-434-0577
富山第一 //	930-0916	富. 向新庄町5-1-54	076-451-3396
不二越工業 //	930-0964	富. 東石金町7-5	076-425-8304
龍谷富山 //	930-0855	富. 赤江町2-10	076-441-3141

職業能力開発校

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
富 山 県 技 術 専 門 学 院	930-0916	富. 向新庄町1-14-48	076-451-8802

専修学校

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
富 山 外 国 語 専 門 学 校	930-0084	富. 大手町6-14	076-491-5911
北 陸 ビジネス福祉専門学 校	939-8083	富. 西中野本町1-6	076-491-0705
臼 井 美 容 専 門 学 校	939-8083	富. 西中野本町7-13	076-423-4245
富 山 県 理 容 美 容 専 門 学 校	930-0804	富. 下新町32-26	076-432-3037
富 山 大 原 簿 記 公 務 員 医 療 専 門 学 校	930-0003	富. 桜町1-4-20	076-471-6681
専 門 学 校 職 藝 学 院	930-1298	富. 東黒牧298	076-483-8228
富 山 自 動 車 整 備 専 門 学 校	930-0171	富. 野々上13-1	076-436-1199
富 山 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 医 療 福 祉 大 学 校	930-0083	富. 総曲輪4丁目4-5	076-491-1177
富 山 調 理 製 菓 専 門 学 校	930-0083	富. 総曲輪4丁目4-5	076-491-1177

高等専門学校

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
富 山 高 等 専 門 学 校 (本 郷 キ ャ ン パ ス)	939-8630	富. 本郷町13	076-493-5499
富 山 高 等 専 門 学 校 (射 水 キ ャ ン パ ス)	933-0293	射. 海老江練合1-2	0766-86-5100

短期大学

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
富 山 短 期 大 学	930-0193	富. 願海寺水口444	076-436-5146

大 学

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
富 山 大 学	930-8555	富. 五福3190	076-445-6086
富 山 国 際 大 学	930-1292	富. 東黒牧65-1	076-483-8882

○高岡公共職業安定所管内

高等学校

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
小 杉 高 等 学 校	939-0341	射. 三ヶ1520-1	0766-55-0043
志 貴 野 //	933-0023	高. 末広町1-7	0766-22-5071
新 湊 //	934-8585	射. 西新湊21-10	0766-84-2328
大 門 //	939-0234	射. 二口1-2	0766-52-5571
高 岡 //	933-8520	高. 中川園町1-1	0766-22-0166
高岡工芸 //	933-8518	高. 中川1-1-20	0766-21-1630
高岡商業 //	933-8510	高. 横田286	0766-21-4319
高岡南 //	939-1104	高. 戸出町3-4-2	0766-63-0261
福 岡 //	939-0127	高. 福岡町上蓑561	0766-64-5275
伏 木 //	933-0116	高. 伏木一宮2-11-1	0766-44-1514
高 岡 支 援 学 校	933-0987	高. 東海老坂831	0766-23-5262
高岡高等支援学校	933-0987	高. 東海老坂950	0766-22-5158
高岡聴覚総合支援学校	933-0824	高. 西藤平蔵700	0766-63-6385
高岡向陵高等学校	933-8538	高. 石瀬281-1	0766-23-0762
高岡第一 //	933-8508	高. 本郷2-1-1	0766-22-6336
高岡龍谷 //	933-8517	高. 古定塚4-1	0766-22-5141

専修学校

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
富山情報ビジネス専門学校	939-0341	射. 三ヶ576	0766-55-1420
高岡第一学園幼稚園 教諭・保育士養成所	933-0947	高. 本郷2-1-35	0766-24-9512

短期大学

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
富山福祉短期大学	939-0341	射. 三ヶ579	0766-55-5567

大 学

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
富 山 県 立 大 学	939-0398	射. 黒河5180	0766-56-7500
高 岡 法 科 大 学	939-1193	高. 戸出石代307-3	0766-63-3388

○魚津公共職業安定所管内
高等学校

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
魚 津 高 等 学 校	937-0041	魚. 吉島945	0765-22-0221
魚 津 工 業 "	937-0001	魚. 浜経田3338	0765-22-2577
桜 井 "	938-8505	黒. 三日市1334	0765-52-0120
新川みどり野 "	937-0011	魚. 木下新144	0765-22-3535
入 善 "	939-0626	下. 入善町入膳3963	0765-72-1145
新 川 "	937-0041	魚. 吉島1350	0765-24-2015
にいかわ総合支援学校	938-0059	黒. 石田6682	0765-54-1288

職業能力開発校

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
北 陸 職 業 能 力 開 発 大 学 校	937-0856	魚. 川縁1289-1	0765-24-2205

○砺波公共職業安定所管内
高等学校

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
石 動 高 等 学 校	932-8540	小. 西町6-33	0766-67-0222
小 矢 部 園 芸 "	932-0805	小. 西中210	0766-67-1802
砺 波 "	939-1385	砺. 東幸町3-36	0763-32-2447
砺 波 工 業 "	939-1335	砺. 鷹栖285-1	0763-33-2047
と な み 野 "	932-0114	小. 清水95-1	0766-61-2040
南 砺 福 野 "	939-1521	南. 苗島443	0763-22-2014
南 砺 平 "	939-1912	南. 大島1203	0763-66-2146
と な み 総 合 支 援 学 校	939-1723	南. 利波河1335-5	0763-52-4520

○滑川公共職業安定所管内

高等学校

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
雄 山 高 等 学 校	930-0221	中. 立山町前沢1437-1	076-463-0680
上 市 〃	930-0424	中. 上市町斎神新444	076-472-2345
滑 川 〃	936-8507	滑. 加島町45	076-475-0164

専修学校

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
富山医療福祉専門学校	936-0023	滑. 柳原149-9	076-476-0001

○氷見公共職業安定所管内

高等学校

学 校 名	郵便 番号	所 在 地	電話番号
氷 見 高 等 学 校	935-8535	氷. 幸町17-1	0766-74-0335